



介護保険法施行令の一部改正について

令和8年1月23日公布・施行

令和8年度の保険料算定に関する重要なお知らせ (Vol.1465)

本資料は、介護保険最新情報Vol.1465（令和8年1月23日）の概要を解説するものです。

背景：令和7年度の税制改正

物価上昇や就業調整への対応として、給与所得控除の「最低保障額」が引き上げられました。

変更点: 55万円 → 65万円 (+10万円)

この「**控除の引き上げ**」が、**介護保険料**に影響を及ぼします。



なぜ介護保険料に影響するのか？



税制改正で「**控除**」が増加

計算上の「**所得**」が減少

保険料が想定より下がる

介護保険料（第1号）は所得をもとに決まるため、控除が増えると**財源不足**のリスクが生じます。

令和7年度改正の影響を「遮断」する



保険者（市町村）の責任ではない**収入不足**を防ぐため、**特例措置**をとります。

方針：**令和8年度の保険料算定**においては、今回の**税制改正（控除引き上げ）**の影響を受けないように計算します。

※すでに「改正政令（令和7年政令第420号）」により、基本的な対応は決定されていました。

今回、何を修正するのか？



保険料率の算定

✓ 定義済み



所得の額の算定

✚ 対象者の定義が不足

以前の政令では、所得額の算定に関する「**対象者**」の規定が抜けていました。

課題：令和8年度の所得算定の特例について、**対象者**を明確にする必要があります。

改正の内容：対象者の明確化

所得の額の算定方法の特例において、以下の定義を追加しました。

追加された条件

令和8年度分の保険料の賦課期日において、その市町村に「住所を有する者」に限定する。

※賦課期日＝令和8年4月1日



具体的な規定の整備

改正前

特例の対象者に関する詳細な住所要件の記載なし



改正後（今回）

「令和8年度分の地方税法の規定による**市町村民税の賦課期日**において、当該保険料を賦課する**市町村に住所を有する者に限る**」という規定を整備。



これにより、保険料率の算定（第25条）と同様の定義が、所得の額の算定（第24条）にも適用されます。

まとめとお願い



制度の安定

この改正により、**令和8年度**の保険料算定が**適正**に行われ、必要な財源が確保されます。

施行日

公布の日（**令和8年1月23日**）から施行

お願い

関係者および関係団体への**周知徹底**と、
運用の**遺漏なきよう**をお願いいたします。